令和８年１１月１８日
文教・福祉常任委員会資料
健康長寿部国民健康保険課

国民健康保険料水準の統一に向けて

平成 30 年度の国民健康保険制度改革以降、国保財政を安定化し、持続可能な医療保険制度を構築するため、都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付費は基本的に京都府が賄うなど、制度の安定化に向けた取組を進めてきました。

そうした中、国は、さらなる国保財政の安定化、被保険者間の受益と負担の公平性等の観点から、令和８年８月に保険料水準統一加速化プラン（第３版）を策定しました。

プランでは、原則として令和 15 年度までに保険料水準を統一することとし、今年度中間見直し作業が予定されている都道府県国民健康保険運営方針において、目標年度を記載することを求めており、全国的に取組が進められているところです。

以上を踏まえ、京都府においても、以下のとおり保険料水準の統一に向けて取り組んでいくことが確認されましたので、報告いたします。

１．確認内容について

11 月 12 日に開催された京都府市町村国保広域化等に関する協議会にて、別紙の「京都府市町村国民健康保険の保険料率のあり方に関する基本的な考え方」に基づき、保険料水準の統一に向けて取り組んでいくことが確認された。

２．今後のスケジュールについて

令和８年 11 月 30 日予定	京都府国民健康保険運営協議会 中間見直し中間案提示
令和９年３月	京都府国民健康保険運営方針中間見直し
令和９年度以降	統一に向けた具体的な協議開始

京都府市町村国民健康保険の保険料率のあり方に関する
基本的な考え方

市町村国民健康保険（以下「国保」という。）は、被用者保険等に加入していない者を被保険者とし、すべての国民が必要な医療を受けることができる国民皆保険の最後の砦といわれている。

一方で、国保は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低い」、「小規模保険者が多く財政運営が不安定」という構造的な課題を抱えている。さらに、高齢化や医療の高度化による医療費の増加や被保険者数の減少など、財政運営の安定化が重要な課題である。

こうした中、平成 30 年度の制度改革により、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、保険給付費は京都府全体で共同して支え合う仕組みとなったが、保険料水準については、居住する市町村によって異なり、負担の公平性確保が課題である。そのため、国においては、原則として令和 15 年度までに保険料水準を完全統一することを求めているところであり、全国で取組が進められている。

これらを踏まえ、京都府及び府内市町村においても、保険料負担について京都府全体で公平に支えあう仕組みとし、もって持続可能な国保運営を目指し、次の事項に取り組むことを確認する。

1　京都府内市町村の保険料水準を統一し、京都府内のどの市町村においても、同じ所得水準・同じ世帯構成である世帯が原則として同一の保険料負担となることを目指すこと。

2　令和 15 年度に保険料水準を統一することを目標とすること。

3　被保険者の保険料に急激な負担増が生じないよう段階的に移行すること。

4　京都府繰入金（２号分）については、保険料水準統一に伴う保険料のあり方を踏まえた見直しを行うこと。

5　保健事業のさらなる充実を図り、健康寿命の延伸を推進すること。

6　保険料水準統一に関して必要な事項について、継続して京都府と市町村で協議すること。